

令和 6 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 農林水産省 経営局 農地政策課 )

項目名	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置		
税目	登録免許税 ( 租法 77 条の 2 )		
要望の内容	<p>〈制度の概要〉                  農地中間管理機構 ( 機構 ) が、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業により、農用地区域内の農用地等を取得した場合には、当該土地の所有権移転登記に係る登録免許税の税率は、取得後 1 年以内に登記を受けるものに限り、1,000 分の 10 とする。</p> <p>〈要望の内容〉                  2 年間延長する。</p>	平年度の減収見込額 ( 制度自体の減収額 ) ( 改正増減収額 )	- 百万円 ( - 百万円 ) ( - 百万円 )
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 我が国の農業の成長産業化を図るため、機構を通じた農地利用の集積・集約化を進めている。機構は、担い手の農地利用の集積・集約化を図るため、複数の所有者から農地を借り受けまとまった形にして転貸できるリース方式を中心に、農地の権利移転を行っている。</p> <p>一方で、北海道のように農地の売買価格が農地の収益還元価格に近い地域においては、従来同様、売買による農地の集積も円滑に進むようにしていく必要があることから、機構は農地売買等事業を行えるよう法律上措置されている ( 農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号 ) 。</p> <p>農地売買等事業は、機構自らが取得した農地を利用することを目的としておらず、離農者等から機構が農地を買い入れ、中間保有を行った後に、規模拡大を志向する担い手へ売り渡す事業であり、本特例措置は、機構が農地を取得する際の費用を軽減し、担い手に対する売渡価格への転嫁を軽減することで、当該事業の円滑な推進に寄与している。</p> <p>また、令和 5 年 4 月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 ( 令和 4 年法律第 56 号 ) において、</p> <p>ア 人・農地プランを地域計画として法定化し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した上で、</p> <p>イ 目標地図を実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、機構を活用した農地の集約化等を進めていく</p> <p>こととしたところであり、これまで以上に売買も含め機構を介した農地の権利移動を強力に推進することとしたため、当該施策は継続する必要がある。</p> <p>② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 食料・農業・農村基本法 ( 平成 11 年法律第 106 号 )</p> <p>( 望ましい農業構造の確立 )</p> <p>第 21 条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応</p>		

じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)

第23条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。

ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

(援助)

第31条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

エ 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

13. 地方創生

(2) 農林水産業の成長産業化による活力のある農山漁村の実現

ii) 農業の生産基盤の強化

① 生産基盤の確保・強化

(人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等)

・農地の集積等のために重要な人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとして法定化を含めて位置付けることとし、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

オ 食料・農業・農村政策の新たな展開方向

(令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)

## II 政策の新たな展開方向

### 3 農業の持続的な発展

#### (1) 多様な農業人材の育成・確保

今後、人口減少が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、中長期的に農地の維持を図ろうとする者を地域の大切な農業人材として位置付けていくことが必要である。その上で、生産水準を維持するためには、「受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体（効率的かつ安定的な経営体）」が円滑に生産基盤を継承できる環境の整備が不可欠である。

このため、受け皿となる経営体と付加価値向上を目指す経営体を育成・確保しながら、多様な農業人材とともに生産基盤の維持・強化が図られるよう、以下の施策を講ずる。

① 地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、

② 受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等（略）

カ 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 世界的な食料争奪の激化等、食料安全保障上のリスクが高まる中、我が国の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を具体化するとともに、食料・農業・農村基本法について、本年度中の改正案の国会提出に向け、基本理念を含め見直しの検討を加速化させる。食料安全保障の強化に向け、（中略）、担い手への農地の集積・集約化、（中略）等を進める。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保																
		政策の達成目標	全農地面積の8割が担い手によって利用される。 ※令和6年度以降の政策目標については、今後検討																
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間延長																
		同上の期間中の達成目標	担い手が利用する面積の割合を全農地の8割（現状は約6割）に拡大していく。																
	政策目標の達成状況	令和5年3月末における担い手への農地集積率は約6割（59.5%）となっている。																	
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数（機構）</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>2,372</td> <td>2,414</td> <td>2,386</td> </tr> <tr> <td>減収額（万円）</td> <td>856</td> <td>872</td> <td>853</td> </tr> </tbody> </table>		R5年度	R6年度	R7年度	適用法人数（機構）	35	35	35	適用件数（件）	2,372	2,414	2,386	減収額（万円）	856	872	853
			R5年度	R6年度	R7年度														
		適用法人数（機構）	35	35	35														
	適用件数（件）	2,372	2,414	2,386															
	減収額（万円）	856	872	853															
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	担い手への農地集積・集約化の機能を有する機構が、所有者から取得した農地を担い手に売り渡すことにより、担い手の経営規模の拡大、農地の利用集積の促進に寄与するものである。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	機構が農地を取得する場合の納税義務の免除等（不動産取得税、地法73条の27の6①）																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和5年度予算額40億円の内数）																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は取得後の登録免許税を軽減するという役割分担となっている。																	
	要望の措置の妥当性	機構が行う農地売買等事業は、機構を仲介することで担い手への農地集積・集約化を円滑に進めることを目的としている。一方で、機構が農地等を取得した際の登録免許税については、担い手への売渡価格に転嫁されてしまうことから、担い手の費用負担を極力軽減するために本特例措置を講じることは妥当と考えている。 また、本特例措置の適用対象は、機構が買い入れた農用地区域内の農地等に限定されており、政策目的の達成のための必要最小限の措置となっている。																	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績等																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R元年度 (実績)</th> <th>R2年度 (実績)</th> <th>R3年度 (実績)</th> <th>R4年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数 (機構)</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>2,366</td> <td>2,246</td> <td>2,500</td> <td>2,371</td> </tr> <tr> <td>減収額 (万円)</td> <td>752</td> <td>807</td> <td>931</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>		R元年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (推計)	適用法人数 (機構)	35	35	34	35	適用件数 (件)	2,366	2,246	2,500	2,371	減収額 (万円)	752	807	931	830
		R元年度 (実績)	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (推計)																	
	適用法人数 (機構)	35	35	34	35																	
	適用件数 (件)	2,366	2,246	2,500	2,371																	
減収額 (万円)	752	807	931	830																		
	※条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額（法務省・登記統計）により令和3年度までの実績が公表されている。																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																					
租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>令和2年における農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動面積（フロー）は約12万haであり、そのうち有償所有権移転による面積は約2.7万ha、権利移動面積の2割を占め、令和2年度の機構の売買面積も7.4千haと、権利移動の面積の約1割（有償所有権移転面積の約3割）を占めている。</p> <p>特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入のニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。</p> <p>本特例措置は、機構の登録免許税の負担を軽減し、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することで集積を円滑に進められることから、手段として有効である。</p> <p>※農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動面積（フロー）及び有償所有権移転面積は、令和2年農地の移動と転用（権利移動・借賃等調査）より算出。 ※機構の買入実績は、農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和2年度）より。</p>																					
前回要望時の達成目標	今後10年（令和5年度まで）で、全農地面積の8割が担い手によって利用される。																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和5年度末時点における担い手への農地集積面積は257.4万ha、全耕地面積（432.5万ha）に占める割合は約6割（59.5%）にとどまっており、今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。																					
これまでの要望経緯	平成26年度 創設 平成28年度 2年延長 平成30年度 2年延長 令和2年度 2年延長 令和4年度 2年延長																					